

XII 野生鳥獣資源の部

この部には、野生鳥獣資源に関する統計を収録した。調査の概要については、以下のとおりである。

1 調査の目的

本調査は、野生鳥獣の処理実態とともに、食肉利用等に係る市場規模の算出等に必要なデータを把握し、鳥獣被害防止対策の一環として取り組まれる野生鳥獣の食肉等への利活用の推進に向けての施策の的確な立案や推進のための基礎資料を整備することを目的としている。

2 調査の対象

食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき、食肉処理業の許可を有する食肉処理施設のうち、野生鳥獣の食肉処理を行っている全ての食肉処理施設を対象にした。

3 調査対象期間

平成29年度（平成29年4月1日～平成30年3月31日まで）の1年間とした。

4 調査方法

民間事業者が調査票を郵送により配布し、調査対象者が記入した調査票を郵送又はオンラインにより回収する自計調査の方法により実施した。

5 集計方法

本調査は全ての施設を対象として調査を実施したが、有効回答率が100%とならなかったことから、次の方法により、有効回答が得られなかった調査対象を含めた総計の値を推定した。

- (1) 推計の精度を確保するため、都道府県ごとの調査対象を各施設の解体頭・羽数規模により階層に区分した。有効回答が得られなかった施設についても、別途聞き取り等により把握した調査対象期間における解体頭・羽数の実績等の情報に基づいて階層区分を行った。
- (2) 都道府県別の推定値は、階層ごとに有効回答が得られた調査値に有効回収率の逆数を乗じた値を合計することにより算出した。

6 用語の解説

- (1) イノシシとは、狩猟やわな猟等で捕獲された野生のイノシシのことをいう。
生体のまま捕獲され、一時的に飼育されたものを含み、イノブタや家畜として飼育されたものは

含まない。

- (2) シカとは、狩猟やわな猟等で捕獲された野生のイノシシのことをいう。
生体のまま捕獲され、一時的に飼育されたものを含み、家畜として飼育されたものは含まない。
- (3) その他の鳥獣とは、イノシシ、シカ以外のクマ、アナグマ、鳥類等をいう。
- (4) ジビエ利用量とは、本調査では、食肉処理施設で解体処理を行った野生鳥獣の卸売・小売に販売した食肉数量、加工仕向け食肉数量、調理仕向け食肉数量、解体処理のみを請け負って依頼者へ渡した食肉数量、自家消費向け食肉数量及びペットフード仕向け数量をいう。
- (5) 解体処理のみの請負とは、依頼者から食肉処理業者が解体処理のみを依頼され、依頼者が食肉を持ち帰る場合をいう。
- (6) 自家消費向けとは、従業員やその家族で消費する場合をいう。
イベント等でのPR活動や試食なども含む。
- (7) 学校給食とは、小中学校の給食をいい、幼稚園、保育園及びその他の教育機関の給食を含む。

この部についての照会先

生産流通消費統計課 電話 (075) 414-9660